

## 下記の感染症にかかった場合は次の規則を守ってください

### 登校(園)停止期間の基準

インフルエンザ	⇒	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児では3日)を経過するまで
百日咳	⇒	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	⇒	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	⇒	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	⇒	発しんが消失するまで
水痘	⇒	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	⇒	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	⇒	感染のおそれなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス	⇒	感染のおそれなくなるまで
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	⇒	感染のおそれなくなるまで
その他の感染症	⇒	感染のおそれなくなるまで

☆ 以上の病気にかかった児童生徒が登校(園)する際は、所定の用紙(登校・登園許可証明書)に主治医または校(園)医の認印を受け、校(園)長の許可を得てください。

☆ 『その他の感染症』としては手足口病・ヘルパンギーナ・伝染性紅斑・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・帯状疱疹・突発性発疹・流行性嘔吐下痢症などがあるが、調布市医師会小児科医会では、医学的見地より、他の児童生徒への感染予防の目的のためには通常は登校(園)を禁止する必要はないと考えている。